環境物品等の調達の推進を図るための方針

平成３１年４月１日
国立大学法人東京学芸大学

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成１２年法律第１００号。以下「法」という。）第７条１項の規定に基づき、平成３１年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定めたので、同条第３項の規定に基づき、公表する。

Ⅰ　特定調達物品等の平成３１年度における調達の目標

平成３１年度における個別の特定調達物品等（環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成３１年２月８日閣議決定。以下「基本方針」という。）に定める特定調達品目毎に判断の基準を満たすもの。）の調達目標は、以下のとおりとする。

なお、基本方針に規定された判断の基準は、あくまでも調達の推進に当たっての一つの目安を示すものであり、可能な限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。

１．紙類

コピー用紙 フォーム用紙 ｲﾝｸｼﾞｪｯﾄｶﾗｰﾌﾟﾘﾝﾀｰ用塗工紙 塗工されていない印刷用紙 塗工されている印刷用紙 トイレットペーパー ティッシュペーパー	調達を実施する品目については、調達目標は１００％とする。

２．文具類

シャープペンシル シャープペンシル替芯 ボールペン マーキングペン 鉛筆 スタンプ台 朱肉 印章セット 印箱 公印 ゴム印 回転ゴム印 定規 トレー 消しゴム ステープラー（汎用型） ステープラー（汎用型以外） ステープラー針リムーバー 連射式クリップ（本体） 事務用修正具（テープ） 事務用修正具（液状） クラフトテープ 粘着テープ（布粘着） 両面粘着紙テープ 製本テープ ブックスタンド ペンスタンド クリップケース はさみ	調達を実施する品目については、調達目標は１００％とする。

マグネット（玉） マグネット（バー） テープカッター パンチ（手動） モルトケース（紙めくり用スポンジケース） 紙めくりクリーム 鉛筆削（手動） ＯＡクリーナー（ウェットタイプ） ＯＡクリーナー（液タイプ） ダストブロワー レターケース メディアケース マウスパッド ＯＡフィルター（枠あり） 丸刃式紙裁断機 カッターナイフ カッティングマット デスクマット ＯＨＰフィルム 絵筆 絵の具 墨汁 のり（液状）（補充用を含む。） のり（澱粉のり）（補充用を含む。） のり（固形）（補充用を含む。） のり（テープ） ファイル バインダー ファイリング用品 アルバム（台紙を含む。） つづりひも カードケース 事務用封筒（紙製） 窓付き封筒（紙製） けい紙 起案用紙 ノート パンチラベル タックラベル インデックス 付箋紙 付箋フィルム 黒板拭き ホワイトボード用イレーザー 額縁 ごみ箱 リサイクルボックス 缶・ボトルつぶし機（手動） 名札（机上用） 名札（衣服取付型・首下げ型） 鍵かけ（フックを含む。） チョーク グラウンド用白線	

梱包用バンド	

3.オフィス家具等

いす 机 棚 収納用什器（棚以外） ローパーティション コートハンガー 傘立て 掲示板 黒板 ホワイトボード	調達を実施する品目については、調達目標は１００％とする。

４．画像機器等

コピー機 複合機 拡張性のあるデジタルコピー機 プリンタ プリンタ複合機 ファクシミリ スキャナ プロジェクタ トナーカートリッジ インクカートリッジ	調達を実施する品目については、調達目標は１００％とする。

５．電子計算機等

電子計算機 磁気ディスク装置 ディスプレイ 記録用メディア	調達を実施する品目については、調達目標は１００％とする。

６．オフィス機器等

シュレッダー デジタル印刷機 掛時計 電子式卓上計算機 一次電池又は小型充電式電池	調達を実施する品目については、調達目標は１００％とする。

７．移動電話等

携帯電話 ＰＨＳ スマートフォン	調達を実施する品目については、調達目標は１００％とする。

８．家電製品

電気冷蔵庫 電気冷凍庫 電気冷凍冷蔵庫 テレビジョン受信機 電気便座	調達を実施する品目については、調達目標は１００％とする。 ※電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫においては、可能な限り「基準値１」による調達を目標とする。

電子レンジ	

９．エアコンディショナー等

エアコンディショナー ガスヒートポンプ式冷暖房機 ストーブ	調達を実施する品目については、調達目標は１００％とする。 ※エアコンディショナーにおいては、可能な限り「基準値１」による調達を目標とする。

１０．温水器等

ヒートポンプ式電気給湯器 ガス温水機器 石油温水機器 ガス調理機器	調達を実施する品目については、調達目標は１００％とする。

１１．照明

ＬＥＤ照明器具 ＬＥＤを光源とした内照式表示灯 蛍光ランプ（大きさの区分４０形直管蛍光ランプ） 電球形状のランプ	調達を実施する品目については、調達目標は１００％とする。 ※ＬＥＤ照明器具においては、可能な限り「基準値１」による調達を目標とする。

１２．自動車等

自動車 ＥＴＣ対応車載器 カーナビゲーションシステム 乗用車用タイヤ ２サイクルエンジン油	調達を実施する品目については、調達目標は１００％とする。 調達の予定はない。 調達の予定はない。 調達を実施する品目については、調達目標は１００％とする。 調達を実施する品目については、調達目標は１００％とする。

１３．消火器

消火器	調達を実施する品目については、調達目標は１００％とする。

１４．制服・作業服等

制服 作業服 帽子 靴	調達を実施する品目については、調達目標は１００％とする。

１５．インテリア・寝装寝具

カーテン 布製ブラインド 金属製ブラインド タフテッドカーペット タイルカーペット 織じゅうたん ニードルパンチカーペット 毛布 ふとん ベッドフレーム マットレス	調達を実施する品目については、調達目標は１００％とする。

１６．作業手袋

作業手袋	調達を実施する品目については、調達目標は１００％とする。

１７．その他繊維製品

集会用テント ブルーシート 防球ネット 旗 のぼり 幕 モップ	調達を実施する品目については、調達目標は１００％とする。

１８．設備

太陽光発電システム	調達の予定はない。
太陽熱利用システム	調達の予定はない。
燃料電池	調達の予定はない。
エネルギー管理システム	調達の予定はない。
生ゴミ処理機	調達の予定はない。
節水機器	調達を実施する品目については、調達目標は１００％とする。
日射調整フィルム	調達を実施する品目については、調達目標は１００％とする。

１９．防災備蓄用品

ペットボトル飲料水 アルファ化米 保存パン 乾パン レトルト食品等 栄養調整食品 フリーズドライ食品 非常用携帯燃料 携帯発電機 非常用携帯電源	調達を実施する品目については、調達目標は１００％とする。

２０．公共工事

公共工事の構成要素である資材、建設機械等の使用に当たっては、事業毎の特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、原則として基本方針に定める判断の基準に準ずるものとする。

２１．役務

省エネルギー診断	調達の予定はない。
印刷	調達を実施する品目については、調達目標は１００％とする。
食堂	調達の予定はない。
自動車専用タイヤ更生	調達の予定はない。
自動車整備	調達を実施する品目については、調達目標は１００％とする。
庁舎管理	調達を実施する品目については、調達目標は１００％とする。
植栽管理	調達を実施する品目については、調達目標は１００％とする。
加煙試験	調達を実施する品目については、調達目標は１００％とする。
清掃	調達を実施する品目については、調達目標は１００％とする。
タイルカーペット洗浄	調達を実施する品目については、調達目標は１００％とする。
機密文書処理	調達を実施する品目については、調達目標は１００％とする。
害虫防除	調達を実施する品目については、調達目標は１００％とする。
輸配送	調達を実施する品目については、調達目標は１００％とする。
旅客輸送（自動車）	調達を実施する品目については、調達目標は１００％とする。
蛍光灯機能提供業務	調達の予定はない。
庁舎等において営業を行う小売業務	調達の予定はない。
クリーニング	調達を実施する品目については、調達目標は１００％とする。
飲料自動販売機設置	調達を実施する品目については、調達目標は１００％とする。

引越輸送	調達を実施する品目については、調達目標は１００％とする。
会議運営	調達を実施する品目については、調達目標は１００％とする。
印刷機能等提供業務	調達を実施する品目については、調達目標は１００％とする。

Ⅱ　特定調達物品等以外の平成３１年度に調達を推進する環境物品等及びその目標

物品の選択に当たっては、エコマークの認定を受けている製品又はこれと同等のものを調達するよう努める。ＯＡ機器、家電製品については、より消費電力が小さく、かつ再生材料を多く使用しているものを選択する。

Ⅲ　その他環境物品等の調達の推進に関する事項

１．本調達方針は全ての部局を対象とする。

２．機器類等については、出来る限り修理等を行い、長時間の使用に努める。

３．調達する品目に応じて、エコマークや、エコリーフ等の第三者機関による環境ラベルの情報を十分に活用することにより、基本方針に定める判断の基準を満たすことにとどまらず、出来る限り環境負荷の少ない物品の調達に努める。

４．物品等を納入する事業者、役務の提供事業者、公共工事の請負事業者等に対して、事業者自身が本調達方針に準じたグリーン購入を推進するよう働きかけるとともに、物品の納入に際しては、原則として本調達方針で定められた自動車を利用するよう働きかける。

５．事業者の選定に当たっては、その規模に応じてＩＳＯ１４００１又は環境活動評価プログラム等により環境管理を行っている者、又は環境報告書を作成している者を優先して考慮するものとする。

６．本調達方針に基づく物品調達窓口は財務・研究推進部経理課、公共工事担当窓口は財務・研究推進部施設課とする。